

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) 成年被後見人(次条第2項に規定する方法により申請した者を除く。)</p> <p>(印鑑登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。ただし、<u>登録申請者が、疾病その他やむを得ない事由により、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合は、その法定代理人が同行した上で、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 市長は、登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査の上、登録するものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(成年被後見人の印鑑の登録)</p> <p>第4条の2 <u>前条の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する方法により登録の申請があったときは、市長は、登録申請者が本人であること、当該申請が本人の意思に基づくものであること及び同行している者がその法定代理人であることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査の上、登録するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する確認は、市規則で定める方法により行うものとする。</u></p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、<u>15歳未満の者及び成年被後見人は</u>、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、印鑑登録申請書により、市長に登録の申請をしなければならない。</p> <p>2 <u>登録申請者が、疾病その他やむを得ない事由により、登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により、申請することができる。</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 市長は、登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査の<u>うえ</u>、登録するものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>

(1)～(2) 省略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下この号において同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。)

(4)～(6) 省略

## 2 省略

(印鑑登録証)

第7条 市長は、印鑑を登録した場合には、印鑑登録証(印鑑の登録を受けている旨を証する書面をいう。以下同じ。)を登録申請者又はその代理人に対して直接交付するものとする。ただし、第4条の2の規定により印鑑を登録した場合にあっては、登録申請者又はその法定代理人に対して直接交付するものとする。

(印鑑登録の廃止の届出等)

第9条 印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添付(印鑑登録証を亡失した場合を除く。)の上、市長に届け出なければならない。この場合において、印鑑登録者が成年被後見人であるときは、その法定代理人が同行して行わなければならない。

(1)～(4) 省略

2 前項前段の規定による届出は、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。ただし、印鑑登録者が成年被後見人である場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、審査の上、当該届出に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下この号及び第11条において同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称。第13条第2号において同じ。)

(4)～(6) 省略

## 2 省略

(印鑑登録証)

第7条 市長は、印鑑を登録した場合には、印鑑登録証(印鑑の登録を受けている旨を証する書面をいう。以下同じ。)を登録申請者又はその代理人に対して直接交付するものとする。

(印鑑登録の廃止の届出等)

第9条 印鑑登録者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録廃止届書に印鑑登録証を添付(印鑑登録証を亡失した場合を除く。)して市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 省略

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、審査の上、当該届出に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあっては、通称を含む。)の変更(登録されている印影の変更を伴うものに限る。))をしたこと、外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。))その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、転出したこと、死亡したこ

<p>(1) <u>市外に転出したとき。</u></p> <p>(2) <u>死亡したとき。</u></p> <p>(3) <u>登録を受けている印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。</u></p> <p>(4) <u>後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>住民基本台帳から削除されたとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる場合のほか、その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項第3号、第4号又は第6号に該当する事由により印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</u> (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。</p> <p>3 省略</p>	<p><u>と又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u>を除く事由による登録の抹消については、<u>印鑑登録者にこのことを通知するものとする。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の<u>うえ</u>、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。</p> <p>3 省略</p>
---	---